

2011年4月21日

「栃木県鹿沼市で発生した交通死亡事故」に関する声明

4月18日(月)朝、栃木県鹿沼市においてクレーン車が登校途中の小学生6人を死亡させるという重大な事故が発生したことは大変痛ましく、亡くなられた子どもさんたちのご冥福を衷心からお祈り申し上げます。また、ご遺族の皆さまへも深甚なるお悔やみを申し上げます。

社団法人 日本てんかん協会

会長 鶴井 啓司

■今回の事故に対する当協会の考え

報道によると今回の事故では、クレーン車を運転していた人がてんかん発作を起こしたために突然意識を失ったことが原因ではないかとの疑いがあり、当協会としても捜査の推移を注視しています。

てんかんのある人は、服薬中であっても発作が抑制されていると認定された場合には、運転免許の取得が可能です。ただし、運転を職業とする免許は取得できません。

今回の加害者(運転手)の治療や免許取得状況などは分かりませんので、具体的にコメントをすることはできませんが、病気を申告せず運転免許を取得し、発作も抑制されていなかったとされています。それが事実なら、自動車の運転は認められないにも関わらず運転していたことになり、社会的責任が欠如していると言わざるを得ません。多くのてんかんのある人たちが、治療や生活の自己管理に努力を払い、法律の下運転免許を取得したり、取り消しを受けたりしている中で今回の事故は極めて遺憾であります。

■適切な治療を受ける助言・援助と、遵法による運転免許取得の啓発活動を進めます。

協会では、これまでも全国の協会会員およびてんかんのある人やその家族・関係者に対し、薬物療法など適切な治療を受けるための助言・援助に加え、運転免許取得においても法律を厳密に遵守するよう繰り返し啓発を行ってきました。また、運転免許証の新規取得や更新に際しては申請書に虚偽無く記載することや、免許取得後に症状が悪化した場合には安全性を最優先して決して運転してはならないことなど、当事者の自覚と責任を促すための活動も行ってきました。

私たちは、今回のような痛ましい事故が二度と起きないように、てんかんのある人に対し適切な治療を受けることへの助言・援助と、法に則った運転免許取得に関する啓発活動を引き続き推進していきます。